宮城県水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付要綱

（趣　旨）

第１　県は，宮城県水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金（以下，「補助金」という。）の交付につい

ては，水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第3596

号通知。以下「国交付要綱」という。），水田麦・大豆産地生産性向上事業実施要領（令和３年１

月28日付け２政統第1959号農林水産省政策統括官通知。以下「国実施要領」という。）及び補助金等

交付規則（昭和５１年宮城県規則第３６号。以下「規則」という。）によるもののほか，本要綱に定め

るところによるものとする。

（交付対象等）

第２　補助金の交付対象となる経費及び補助率等は，国交付要綱第１０の別表に定めるところによる。

（交付の申請）

第３　規則第３条第１項の規定による補助金交付申請書の様式は，別記様式第１号によるものとし，その提出期限は知事が別に定める日とする。

２　前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は，当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち，消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税額との合計額に充当率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は，これを減額して申請しなければならない。ただし，申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては，この限りでない。

３　規則第３条第２項の規定による補助金交付申請書に添付しなければならない書類は，次のとおりとする。

（１）水田麦大豆産地生産性向上事業実施計画書（国実施要領別記様式第１号別添）

（２）農業者の組織する団体及び農業者にあっては，暴力団排除に関する誓約書（別記様式第２号）

（３）市町村にあっては，補助金の交付に関する規則等

（４）その他知事が必要と認める書類

（交付の条件）

第４　規則第５条の規定により付する条件は，次のとおりとする。

 （１）補助事業の内容の変更又は交付事業に要する経費の配分の変更をする場合においては，別記様式

第３号により知事の承認を受けること。ただし，国交付要綱別表の重要な変更の欄に掲げる以　　外の軽微な変更にあっては，この限りでない。

　（２）事業を中止し，又は廃止する場合においては，別記様式第４号により知事の承認を受けること。

　（３）事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には，別記様式第５号により速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（事業遂行状況報告）

第５　規則第１０条の規定による報告は，補助金の交付決定のあった年度の第３・四半期の末日現在において，別記様式第６号により作成し，知事が別に定める日までに提出しなければならない。

２　知事が前項に定める時期のほか，補助金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは，別記様式第６号により事業実施主体に対して当該補助金の遂行状況報告書を求めることができる。

（実績報告）

第６　規則第１２条第１項の規定による補助事業等実績報告書の様式は，別記様式第７号によるものとする。

２　前項の補助事業実績報告書を提出するに当たって，当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合は，これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

３　規則第１２条第１項の規定により補助事業等実績報告書に添付しなければならない書類は，次のとおりとする。

　（１）事業実施状況報告書（国実施要領別記様式第４号別添）

 （２）財産管理台帳（別記様式第１１号）

　（３）その他知事が必要と認める書類

　（補助金の交付方法）

第７　補助金の交付は，規則第１３条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし，知事が事業の遂行上必要と認めるときは，規則第１５条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし，その請求書の様式は，別記様式第８号（概算払請求書兼遂行状況報告書）によるものとする。

 （消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第８　第３第２項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は，第６第１項の補助金事業実績報告書を提出した後において，当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には，その金額（第４第２項の規定により減額した場合にあっては，その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第９号により速やかに知事に報告するとともに，知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また，当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても，その状況等について，当該補助金の額の確定のあった日の翌年５月３１日までに，同様式により知事に報告しなければならない。

　（処分の制限を受ける財産の期間及び内容）

第９　当該補助金により取得した財産が，規則第２１条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は，「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下，「大蔵省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間とし，期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号)第２２条に基づく財産処分として，当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，又は担保に供しようとするときは，「補助事業等により取得し，又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成２０年５月２３日付け２０経第３８５号農林水産省大臣官房経理課長通知。）の定めるところにより，別記様式第１０号により知事の承認を受けなければならない。この場合において，知事は，取得財産を処分することにより収入があるときは，その収入の全部又は一部を納付させることがある。

　（帳簿及び書類の備付け等）

第10　事業実施主体は，第９の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため，別記様式第１１号の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

　（書類の提出数及び経由）

第11　この要綱により知事に提出する書類の部数は各１部とし，事業を所轄する地方振興事務所及び事業実施主体が所在する市町村を経由するものとする。

　（その他）

第12　この要綱に定めるもののほか，補助金の交付等に関し必要な事項は，別に定める。

　　附　則

この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

別記様式第１号（第３関係）

宮城県水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　号

　　　　　　　　年　　月　　日

宮城県知事　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　所 在 地

名　　称

代表者名　　　　　　　　　　　印

令和　　年度において，令和　　年　　月　　日付けみや米第　　号で計画の承認があった内容のとおり宮城県水田麦・大豆産地生産性向上事業を実施したいので，補助金等交付規則第３条の規程により，宮城県水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金　金　　　　　　　円を交付されたく関係書類を添えて申請します。

別記様式第２号（第３の３の（２）関係）

暴力団排除に関する誓約書

□　当団体

□　私

は，下記１及び２のいずれにも該当せず，将来においても該当しないことを誓約します。

　この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当方が不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てません。

また，貴職において必要と判断した場合に，（※別紙「役員等名簿」により提出する）当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　補助事業者として不適当な者

(1)　暴力団（暴力団排除条例（平成２２年宮城県条例第６７号）第２条第２号に規定する暴力団を

いう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同

じ。）であるとき

(2)　事業者（暴力団排除条例第２条第７号に規定する事業者をいう。以下同じ。）（※の役員等（個

　 人である場合はその者，法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員，取締役，執

行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わ

ず，当該団体に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支

配力を有するものと認められる者を含む。)をいう。以下同じ。））が自己，自社若しくは第三者の

不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用す

るなどしているとき

(3)　事業者（※の役員等）が，暴力団又は暴力団員等に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき

(4)　事業者（※の役員等）が，暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　事業者（※の役員等）が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると

　 き

２　補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

(1)　暴力的な要求行為を行う者

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし，又は暴力を用いる行為を行う者

(4)　偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者

(5)　その他前各号に準ずる行為を行う者

　　宮城県知事　　　　　　　殿

　　　　　　年　　月　　日

住所又は所在地

名称及び代表者名（又は農業者氏名）　　　　　　　　　印

※　「役員等名簿」を添付。

農業者個人が補助事業者の場合は（※）内の記載を削除

別記様式第３号（第４の（１）関係）

宮城県水田麦・大豆産地生産性向上事業計画変更承認申請書

番　　　　　号

 　　　年　　月　　日

　宮城県知事　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　所 在 地

名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名 印

　令和　　年　　月　　日付け宮城県（みや米）指令第　　号で交付決定通知のありました宮城県水田麦・大豆産地生産性向上事業について，事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので，承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

１　変更の内容

２　変更の理由

３　添付書類

（１）変更後の事業実施計画書（国実施要領別記様式第１号別添）

（２）その他交付申請時に提出した書類のうち，変更があったもの

※　関係書類は，別記様式第１号に準じて作成し，補助金の交付決定通知のあった事業の内容及び経費の配分と，変更しようとする事業の内容及び経費の配分とを比較対照できるよう２段書き（変更前を上段に括弧書き）にすること。

別記様式第４号（第４の（２）関係）

宮城県水田麦・大豆産地生産性向上事業中止（廃止）承認申請書

　番　　　　　号

 　　年　　月　　日

　宮城県知事　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　所 在 地

名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名 印

　令和　　年　　月　　日付け宮城県（みや米）指令第　　号で交付決定通知のありました宮城県水田麦・大豆産地生産性向上事業について，下記のとおり事業を中止（廃止）したいので，承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

１　中止（廃止）の理由

２　今後の見通しと対策

※　関係書類は，別記様式第１号に準じて作成し，補助金の交付決定通知のあった事業の内容及び経費の配分と，中止（廃止）する事業の内容及び経費の配分とを比較対照できるよう２段書き（変更前を上段に括弧書き）にすること。

別記様式第５号（第４の（３）関係）

宮城県水田麦・大豆産地生産性向上事業遅延等報告書

　番　　　　　号

 　　年　　月　　日

　宮城県知事　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　所 在 地

名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名 印

　令和　　年　　月　　日付け宮城県（みや米）指令第　　号で交付決定通知のありました宮城県水田麦・大豆産地生産性向上事業について，下記のとおり報告します。

記

１　補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由

２　補助事業の遂行状況及び完了見込み

別記様式第６号（第５関係）

宮城県水田麦・大豆産地生産性向上事業遂行状況報告書

　番　　　　　号

 　　年　　月　　日

　宮城県知事　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　所 在 地

名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名 印

　令和　　年　　月　　日付け宮城県（みや米）指令第　　号で交付決定通知のありました宮城県水田麦・大豆産地生産性向上事業について，　　年　　月　　日現在の事業遂行状況を，下記のとおり報告します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|   区　　　分  |  総事業費  |  事　業　の　遂　行　状　況  | 備　考 |
| 第３･四半期までに 完了したもの | 第４･四半期以降に実施するもの  |
| 事業費 | 出来高比　率 | 事業費 | 事業完了予　定　　年月日 |
|  | 円 | 　　円 | 　　　％ | 　　円 |  |  |
|
|
|  計 |  |  |  |  |  |  |

（注）１　「区分」の欄には，国交付要綱別表の経費の欄に掲げる経費を記載すること。

　　　　２　「事業費」の欄には，事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第７号（第６関係）

宮城県水田麦・大豆産地生産性向上事業実績報告書

　番　　　　　号

 　　年　　月　　日

　宮城県知事　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　所 在 地

名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名 印

　令和　　年　　月　　日付け宮城県（みや米）指令第　　号で交付決定通知のありました宮城県水田麦・大豆産地生産性向上事業を実施しましたので，補助金等交付規則第１２条の規定により，関係書類を添えて報告します。

記

１　添付書類

　・事業実施状況報告書

　・財産管理台帳

　・支払経費ごとの内訳を記載した資料，帳簿等の写し等

２　振込先

　口　　　座：（金融機関名）　　普通・当座　口座番号○○○○○

　口座名義人：○○○○○

別記様式第８号（第７関係）

宮城県水田麦・大豆産地生産性向上事業概算払請求書兼遂行状況報告書

　番　　　　　号

 　　年　　月　　日

　宮城県知事　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　所 在 地

名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名 印

　令和　　年　　月　　日付け宮城県（みや米）指令第　　号で交付決定通知のありました宮城県水田麦・大豆産地生産性向上事業について，　　年　　月　　日現在の事業遂行状況を，下記のとおり報告します。

また，併せて，金　　　　　円を概算払によって交付されるよう申請します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|    区　分 | 補助事業に要する　経　　費 |  （Ａ）　国庫 補助金 | （Ｂ）既受領額 | 遂行状況報告 | （Ｃ）今回請求額 | (Ａ)－((Ｂ)＋(Ｃ))残額 | 事業完了予定年月日 |    備 考 |
| 金額 | 出来高 | ○年○月末日の出来高 | 金額 | ○月○日まで予定出来高 | 金額 | ○月○日まで予定出来高 |
|  |  円 |  円 |  円 |  ％ | ％ |  円 |  ％ | 　　円 |  ％ |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|

（注）１　「区分」の欄には，国交付要綱別表の経費の欄に掲げる経費を記載すること。

　　　　２　補助事業で取得した当該財産等の納品書等の明細書を添付すること。

○振込先

　１　口　　　座：（金融機関名）　　普通・当座　口座番号○○○○○

　２　口座名義人：○○○○○

別記様式第９号（第８関係）

宮城県水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金に係る

消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

　番　　　　　号

 　　年　　月　　日

　宮城県知事　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　 申請者　所 在 地

名　　称

代表者名　　　　　 　 印

　令和　　年　　月　　日付け宮城県（みや米）指令第　　号で交付決定通知のありました，宮城県水田麦・大豆産地生産性向上事業について，宮城県水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金交付要綱第９の規定により,下記のとおり報告します。

記

１　補助金額（知事が確定通知書により通知した額）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金 　　　　　　　円

２　補助金の確定時における消費税及び地方消費税仕入控除税額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　 　　　円

３　消費税額及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額　　　　　　　　　　　　金 　　　　　　　円

４　補助金返還相当額（３―２）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金 　　　　　　　円

（記載注意）

１　別紙として積算の内訳を添付すること。

２　課税事業者の場合であっても，単純に補助金１０％相当額が消費税及び地方消費税仕入控除税税額の対象額ではない。

別記様式第１０号（第９関係）

宮城県水田麦・大豆産地生産性向上事業財産処分承認申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　号

 　　年　　月　　日

　宮城県知事　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　 　申請者　所 在 地

　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

 令和　　年　　月　　日付け宮城県（みや米）指令第　　　号で宮城県水田麦・大豆産地生産性向上事業に係る補助事業により取得した財産を，下記のとおり処分したいので，承認されるよう申請します。

記

１ 取得財産の名称及び取得年月日

２ 取得価格及び時価

３ 処分の方法（売却の場合は，売却先及び売却価格を記載すること。）

４ 処分の理由

